

M I C E 誘致パンフレット作成委託業務に係る企画提案方式（プロポーザル）
による公募について(公告)

次のとおり企画提案方式により受託者を公募します。

令和6年10月28日

香川県M I C E 誘致推進協議会 会長 池田 豊人

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 M I C E 誘致パンフレット作成委託業務
- (2) 委託期間 契約締結日～令和7年3月21日（金）
- (3) 契約限度額 1,200,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 委託業務の概要

別添「資料1」M I C E 誘致パンフレット作成委託業務仕様書」のとおり

2 応募資格

本業務を的確に遂行するに足りる能力を有する法人で、次の各号のすべてに該当する者。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人は、本業務の対象者としません。

- (1) 県内に本店又は営業所、活動拠点を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者
- (5) 香川県税及び高松市税等の納付すべき税金を滞納していない者（香川県税及び高松市税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。※原本に限る）

3 応募方法

必要書類を下記11に持参又は郵送（期間内必着）により提出してください。

- (1) 応募意思表明書様式2及び応募資格要件に適合することを証明する書類（提出書類）・応募意思表明書 様式2 1部
 - ・応募者の法人登記事項証明書（現在事項証明書）（原本） 1部（発行日から3箇月以内のものに限る。）

・香川県税及び高松市税の納付すべき税金の納税証明書（未納のない旨の証明）

（原本） 1部（発行日から3箇月以内のものに限る。）

・応募者の概要が分かる書類（会社案内、パンフレット等でも可）

（受付期間）令和6年10月28日（月）から11月7日（木）まで（土・日曜日、祝日を除く。）

（受付時間） 8:30～12:00、13:00～17:15

（応募資格要件の確認結果の通知）

応募意思表明書等を提出した者全員に対し、11月8日（金）までに応募資格要件の確認結果を電子メール又はFAXにより通知します。

応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。

なお、応募意思表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届様式3を提出してください。

（2）企画提案書及び見積書

（提出書類）・企画提案書 10部（正本2部、副本8部）※副本は社名を記載しない。

・見積書 9部（正本1部、副本8部）

※見積書の正本には、代表者の職・氏名を記載の上で押印するか、又は責任者及び担当者の氏名・連絡先（電話番号）を記載すること。

※副本には商号、商標、業者名等が判別可能な文字・記号等は記載しないこと。

※見積書の宛名は、「香川県MICE誘致推進協議会 会長 池田豊人」とすること。

※金額等には、消費税及び地方消費税を含めること。

（受付期間）令和6年11月18日（月）から11月22日（金）まで

（受付時間） 8:30～12:00、13:00～17:15

※企画提案書は、次の項目毎に区分して作成し、できる限り具体的な内容としてください。また用紙は原則としてA4版（添付資料でこれより大きなものは、A4版大に折ること。）、ページ数は30ページ以内とし、表紙及び添付書類等も含めて左肩一か所をステープラー止めするとともに、表紙を除く各ページに通しでページ番号を記載してください。

1. 実施主体について

（1）団体の業務概要、所在地、組織体制等

（2）類似の業務に関する実績等

2. パンフレットについて

（1）作成に当たって重視する点や方針等

（2）パンフレットの企画内容等

（3）パンフレットの作成体制等

（4）その他、作成のための工夫

3. 業務経費

4 説明会

説明会は開催しません。

5 失格事由

提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- ① 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ② 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

6 質問方法

質問書（[様式1](#)）を香川県MICE誘致推進協議会事務局に電話連絡の上、電子メールで提出してください。

（受付期間） 令和6年11月11日（月）から11月13日（水）まで

（受付時間（電話連絡））8:30～12:00、13:00～17:15

（件名）「MICE誘致パンフレット作成委託業務に係る質問」としてください。

7 質問の回答方法

令和6年11月14日（木）～15日（金）に、香川県MICE誘致推進協議会のホームページ上で公開いたします。

8 選定方法

企画提案書と見積額などを実施要綱の審査方法に基づき審査し、契約予定者を選定します。

9 審査基準

[資料2](#)審査要領のとおり

10 スケジュール

令和6年10月28日（月）	公告開始
10月28日（月）～11月7日（木）	応募意思表示書受付
11月8日（金）	一次審査（事務局）
11月11日（月）～13日（水）	質問受付日
11月14日（木）～15日（金）	質問への回答公開
11月18日（月）～22日（金）	企画提案書受付
11月26日（火）～29日（金）	二次審査（審査会）
12月2日（月）	審査結果通知
12月3日（火）	見積書の徴取
12月4日（水）	契約締結
令和7年3月中旬	納品

11 応募・照会先

〒760-8570 香川県高松市番町4-1-10

香川県MICE誘致推進協議会事務局（香川県庁東館5階交流推進課内）

担当者：谷岡 TEL：087-832-3380 E-mail:hs4128@pref.kagawa.lg.jp

12 契約

選定した候補者と事務局が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します（香川県会計規則第149条に基づき、契約保証金の納付を求める場合があります。）。仕様書の内容は、提案された内容を基本としますが、候補者と事務局との協議により最終的に決定します。協議が整わない場合又は上記2の応募資格を満たさなくなった場合のほか、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合は、次点の提案を行った応募者と協議の上、契約を締結することがあります。

13 その他

- (1) 提出書類の作成及び関係書類の提出等に要する費用は、全て応募者の負担とします。
- (2) 採否にかかわらず、提出された書類は返却しません。
- (3) 提出された書類について、原則、受領後の差替え及び再提出は認めません。ただし、事務局と協議の上、止むを得ない事情等がある場合については認めることがあります。
- (4) 提出された書類は、本企画提案以外の目的で応募者に無断で使用することはありません。
- (5) 応募資格を満たさない者の提出した書類又は虚偽の記載があった書類は、無効とします。
- (6) 業務については、事務局と常に協議をしながら進めるものとし、当初の提案から変更が生じることをあらかじめ了承し、弾力的な対応をとるようにしてください。